

○東京農業大学短期大学部学則

第1章 名称, 目的, 自己点検及び評価

(名称)

第1条 教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に基づく本短期大学は、東京農業大学短期大学部(以下「本大学」という。)と称する。

(目的)

第2条 本大学は高等学校の教育の基礎の上に生物生産技術学, 環境緑地学, 醸造学及び栄養学に関する実際的専門職業に重きを置く大学教育を施し, 良き社会人を育成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

2 各学科及び課程の目的については, 別表第一及び別表第一の二に定めるとおりとする。

第2条の2 本大学は, その教育研究水準の向上を図り, 本大学の目的及び社会的使命を達成するため, 本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い, 文部科学大臣の認証を受けたものによる評価を受ける。

2 前項の点検及び評価を行うため, 自己点検評価委員会を置く。

3 前項の委員会に係わる必要な事項は, 別に定める。

第2章 大学の組織

(組織)

第3条 本大学に生物生産技術学科, 環境緑地学科, 醸造学科及び栄養学科を置く。

(教職員)

第4条 本大学に次の教職員を置く。

学長, 教授, 准教授, 講師, 助教, 事務職員, 司書職員, 技術職員及び技能職員

2 前項に規定する教職員のほか, 必要に応じ副学長を置くことができる。

3 前2項に規定する教職員のほか, 必要に応じ非常勤の教員(客員教授を含む), 嘱託職員, 助手, 研究員及び臨時職員を置くことができる。

4 前項に規定する非常勤の教員等のほか, 特任教授を置くことができる。

5 第1項から第4項に規定する教職員等に関する規程は別に定める。

(教授会)

第5条 本大学に教授会を設ける。

2 教授会は, 教授をもつて組織し, 次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教育及び研究に関する基本方針

(2) 教授, 准教授, 講師及び助教の候補者の選考並びに進退に関する事項

(3) 名誉教授の推薦に関する事項

(4) 短期大学部部長の選出に関する事項

(5) 学生の入学・退学・休学・転学・卒業及び賞罰に関する事項

(6) 学生の補導厚生に関する事項

(7) 学則の改正に関する事項

(8) 理事長又は学長が諮問した事項

(9) 教授会の構成員から提案され、教授会が採択した事項

3 教授会のその他の事項に関する規程は別に定める。

(学生サービスセンター)

第5条の2 本学に、世田谷学生サービスセンターを設ける。

2 学生サービスセンターに、学術情報センターを置く。

3 学生サービスセンターに関する規程は、別に定める。

第6条 削除

(総合研究所)

第6条の2 本大学に総合研究所を設ける。

2 総合研究所に関する規程は、別に定める。

(生活科学研究所)

第6条の3 本大学に生活科学研究所を設ける。

2 生活科学研究所に関する規程は、別に定める。

(コンピュータセンター)

第6条の4 本大学にコンピュータセンターを設ける。

2 コンピュータセンターに関する規程は、別に定める。

(国際協力センター)

第6条の5 本大学に国際協力センターを設ける。

2 国際協力センターに関する規定は、別に定める。

(「食と農」の博物館)

第6条の6 本大学に「食と農」の博物館を設ける。

2 「食と農」の博物館に関する規程は、別に定める。

(農場等)

第7条 本大学に農場、植物園、研究所及び試験所を設ける。

2 農場、植物園、研究所及び試験所に関する規程は別に定める。

第7条の2 削除

(エクステンションセンター)

第7条の3 本大学にエクステンションセンターを設ける。

2 エクステンションセンターに関する規程は、別に定める。

(教職・学術情報課程)

第7条の4 本大学に教職・学術情報過程を置き、学術情報課程を設ける。

2 教職・学術情報課程に関する規程は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第8条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

学年は前学期と後学期に分け、前学期は毎年4月1日から9月30日まで、後学期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第9条 学年中の休業日を次の各号のとおり定める。

ただし、特別の必要あるときは、休業中でも授業を行うことがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 学校法人の創立記念日(3月6日)
- (3) 大学の記念日(5月18日)
- (4) 日曜日
- (5) 春季休業(3月21日から3月31日まで)
- (6) 夏季休業(7月21日から9月20日まで)
- (7) 冬季休業(12月25日から1月7日まで)

必要に応じ、前各号の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることがある。

第4章 修業年限及び教育課程

(修業年限)

第10条 本大学の修業年限は2年とし、4年まで在学することができる。

(授業科目)

第11条 授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。ただし、学科によつては、このほかに選択必修科目を置くことができる。

(教育課程)

第12条 本大学及び各学科の教育課程は、別表第一のとおりとする。

(履修登録)

第13条 学生は、各学科の教育課程の定めるところに従い、毎学年所定の期間内に各授業科目を履修登録しなければならない。

(単位)

第14条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習(外国語を含む。)については、15時間の授業をもつて1単位とする。
- (2) 実験、実習、研修及びスポーツレクリエーションについては、30時間の授業をもつて1単位とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得したのものとして、その単位を認める。

2 前項において認める単位数は、本大学において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲とする。

3 前項により認められた単位は、当該学生の修得単位数として、卒業単位数に含めることができる。

4 単位の認定等については、別に定める。

(他学科聴講)

第15条の2 学生は、他の学科に配当された授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 他学科で聴講できる単位数は15単位以内とし、修得した授業科目の単位数は、選択科目で修得した単位として卒業要件に加えることができる。

3 前各項についての履修方法等については、別に定める。

(特別活動プログラム)

第15条の3 学生は、特別活動プログラム関係科目の単位を修得することができる。この場合の単位は、第15条の2第2項で規定する他学科において修得することができる単位数15単位以内を含むものとし、かつ、2単位までを卒業要件に加えることができる。

2 前項の履修方法等については、別に定める。

(他の大学等での授業科目の履修及び単位の認定)

第16条 本大学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項において修得した単位は、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項において、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなされた単位数は、第15条の2第1項及び第2項で規定する他学科において修得することができる単位数15単位以内を含むものとし、当該学生が所属する学科の選択科目の単位として卒業要件に加えることができる。

4 前各項の規定は、第30条の2の規定により学生が外国での大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(栄養士の資格)

第17条 栄養学科を卒業して栄養士の資格を取得しようとする者は、栄養士法、同法施行令及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(司書の資格)

第17条の2 本大学を卒業して司書の資格を取得しようとする者は、別表第一の二に定める「司書資格に関する科目」のうち、必修科目の単位及び選択科目のうちから2科目2単位以上を修得しなければならない。

2 前項の履修方法については、別に定める。

第5章 試験、卒業及び称号

(試験及び単位の授与)

第18条 1授業科目の課程修了の認定は、試験等による。1授業科目の課程を修了した者には、単位を与える。

(成績の表示)

第19条 試験結果の成績は、秀、優、良、可及び不可をもつて表わし、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(定期試験及び追再試験)

第20条 試験は1授業科目につき毎年1回期日を定めてこれを行う。

病気その他止むを得ない事故のため試験を受けられなかつた者は追試験、不合格の者はその学科目について再試験を受けることができる。

(実験及び実習等の成績)

第21条 実験、実習及びスポーツレクリエーションは、平素の学習状況、出席状況、学習報告、論文及び試験の成績によつて行う。

(卒業要件及び学位)

第22条 卒業の要件は、本大学に2年以上在学し、別表第一に掲げてある本大学及び各学科所定の授業科目を履修し、62単位以上の単位を修得するものとする。

- 2 前項の要件を満たした者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。
- 3 学長は、卒業を認定した者に対して、学科別に次の学位を授与し、学位記を交付する。

学 科	学 位
生物生産技術学科	短期大学士 (生物生産技術学)
環境緑地学科	短期大学士 (環境緑地学)
醸造学科	短期大学士 (醸造学)
栄養学科	短期大学士 (栄養学)

- 4 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明した場合は、学長は、教授会の議を経て学位の授与を取り消すことができる。

第6章 定員, 入学, 転学, 留学, 休学, 退学及び除籍

(入学及び収容定員)

第23条 本大学の収容定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
生物生産技術学科	130名	260名
環境緑地学科	70名	140名
醸造学科	80名	160名
栄養学科	100名	200名
計	380名	760名

(入学時期及び入学許可期間)

第24条 入学の時期は4月1日とする。

- 2 入学を許可する時期は4月1日から30日以内とする。

(入学資格)

第25条 入学することができる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもので18歳に達した者。

(入学志願者の提出書類)

第26条 入学志願者は、入学願書、出身学校長から提出される調査書及び入学に必要な証明書を提出しなければならない。

(検定料)

第26条の2 入学志願者は、前条に定める提出書類とともに検定料として別表第二に定める金額を納入しなければならない。

2 一旦納入した検定料は、還付しない。

(入学許可)

第27条 入学志願者は選考の上入学を許可する。

(在学誓約書)

第28条 入学を許された者は、本大学指定の書式による保証人連署の在学誓約書を提出しなければならない。

(入学金)

第28条の2 入学を許可された者は、前条に定める在学誓約書とともに入学金として別表第三の(一)に定める金額を指定期間内に納入しなければならない。

2 一旦納入した入学金は、還付しない。

第29条 削除

(転学及び重複在学)

第30条 本大学に学籍を有する者は学長の許可を得なければ他大学に転学することはできない。

2 本大学に学籍を有する者は他大学の学部、学科とあわせて在学することはできない。

(外国の大学等への留学)

第30条の2 本大学は、教育上有益であると認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学し学修することを許可することができる。

2 前項で許可することができる留学は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 本大学と外国の大学又は短期大学との間において、交流に関し協定を締結している場合

(2) 学生本人が願出で、本大学が許可した場合

(3) その他本大学が特に必要と認めた場合

3 前項により留学が許可された者の留学期間は、これを第10条に規定する修業年限に含めることができる。

4 前各項に関する事項は別に定める。

(休学)

第31条 病気その他止むを得ない事由により3カ月以上修学することができないときは、保証人連署で願出で許可を得て休学することができる。この場合、休学の事由が病気であるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 休学期間中でもその事由が止んだときは、復学することができる。
- 3 休学期間は、これを在学年数に加算しない。
- 4 休学期間は、通算して2年を超えてはならない。

(退学)

第32条 退学しようとする者はその理由を記し保証人連署で願出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 本大学において修学する意志がないと認められる者
- (2) 督促を受けた滞納学費を、指定された期限までに納付しない者
- (3) 在学できる年数を超える者

(再入学)

第33条の2 第32条で退学した者が再度入学を願出るときは、学年の始めに限り選考の上で入学を許可することがある。

- 2 第33条第1号又は第2号の規定で除籍された者が1年以内に再入学を願出た場合、学年の始めに限り選考の上で入学を許可することがある。

第7章 賞罰

(顕彰及び授賞)

第34条 学生にして人物及び学業成績優秀の者又は本大学の内外において本大学の名声を著しく高揚した者に対し、顕彰及び授賞することがある。

顕彰及び授賞に関する規程は別に定める。

(懲戒)

第35条 学生にして本大学の規則に違背し、学内の秩序を乱しまたは学生の本分に反する行為あるときは懲戒に処する。

懲戒の処分は次の3種とする。

- (1) 譴責
- (2) 停学
- (3) 退学

(懲戒による退学)

第36条 学生にして次の各号の一に該当する者には退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認めた者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認めた者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 授業料等

(授業料)

第37条 授業料は、別表第三の(二)のとおりとし、4月及び9月の2期に分けて納めることができる。

(整備拡充費)

第37条の2 整備拡充費を徴収する。納付は4月及び9月の2期に分けて納めることができる。

(学生厚生費)

第37条の3 学年ごとに学生厚生費を徴収する。

(休学及び留学期間中の授業料)

第38条 休学期間中の授業料は半額とする。ただし、学年途中で休学する者は休学の翌月から月割計算により半額とする。

2 第30条の2第2項第1号の規定に基づいて大学から奨学金を受けて派遣される留学生の授業料は、全額免除とする。

(実験実習演習費)

第39条 各学科別に実験実習演習費を徴収する。

(原級者の納付額)

第39条の2 原級に留まる者の授業料、整備拡充費、実験実習演習費及び学生厚生費は、その在籍する当該年次生の入学時に定められた額を適用する。

(既納の授業料等の返還)

第40条 既納の授業料、整備拡充費、実験実習演習費及び学生厚生費は返還しない。

第9章 科目等履修生、研究生及び公開講座

(科目等履修生)

第41条 本大学所定の授業科目の1又は複数の授業科目の履修を願出する者があるときは、学生の学習をさまたげない場合に限り科目等履修生(以下「履修生」という。)として履修を許可することがある。

2 履修生の履修許可期間は、1年度以内とする。

(履修生の試験及び単位授与)

第41条の2 履修生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 試験に合格した履修生には、その授業科目の所定の単位を与える。

3 前項の単位修得について、本人の請求により単位修得証明書を発行する。

(履修生の学則適用)

第41条の3 履修生については、本章に規定するもののほか第10条、第21条及び第37条を除き他の各章の規定を準用する。

2 履修生については、本学則に定めてあるところのほかは、別に定める。

(研究生)

第41条の4 本大学において特定事項を研究しようとする者があるときは、学生の研究をさまたげない場合に限り研究生として許可することがある。

2 研究期間は6カ月または1年とする。

3 研究生に関する事項は、別にこれを定める。

(履修生及び研究生の諸納入金)

第41条の5 履修生及び研究生は、所定期間内に別に定める登録料等を納入しなければならない。

(公開講座)

第42条 本大学は農学及び関連する学術分野の学理と実際とを普及するため公開講座を設ける。

公開講座に関する事項は別に定める。

第9章の2 実習生、研修生及び練習生

(実習生, 研修生及び練習生)

第43条 本大学の研究所, 試験所, 農場又は植物園において特定事項に関する実際的専門技術の習得を願出する者があるときは, 学生の学習をさまたげない場合に限り実習生, 研修生又は練習生(以下「実習生等」という。)として許可することができる。

(実習生等になり得る者)

第43条の2 実習生等になり得る者は第25条に規定する各号の一に該当する者又は同等以上の学歴或いは経歴を有する者でなければならない。

(外国人への適用)

第43条の3 第43条及び第43条の2の規定は外国人にもこれを適用する。

(実習生等の期間)

第43条の4 実習生等としての期間は, その許可の都度これを定める。ただし, 1年を超えることはできない。

(実習生等の費用徴収)

第43条の5 実習生及び研修生に対し, 別に定める実験及び実習の費用を徴収することができる。

2 実習生等に関する事項はそれぞれ別にこれを定める。

第10章 学生寮及び厚生保健施設

(学生寮)

第44条 学生の共同生活に資するため学生寮を設ける。

学生寮に関する事項は別に定める。

(医務室等)

第45条 学生の健康を増進しその厚生に資するための医務室, 運動場その他厚生施設を設ける。

厚生施設に関する事項は別に定める。

附 則

この学則は, 昭和25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は, 平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前の入学生の授業料は, 従前の学則の規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は, 平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前の入学生の授業料は, 従前の学則の規定を適用する。

附 則

この改正学則は, 平成4年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は, 平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以前の入学生の授業料は, 従前の学則の規定を適用する。
- 3 (醸造科及び栄養科の存続に関する経過措置)

学則第3条の規定にかかわらず醸造科及び栄養科は, 平成4年3月31日に当該科に在学する者が醸造科及び栄養科に在学しなくなるまでの間, 存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前の入学者は、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成7年3月16日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。
- 3 前項にかかわらず、第16条第4項及び第30条の2第3項については、平成6年度に留学した者についても適用する。

附 則

この学則は、平成7年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。
- 3 前項にかかわらず、第15条については、平成7年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。
- 3 前項にかかわらず、第17条の2及び別表第一については、平成9年4月1日現在の在籍者から適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学生については、従前の学則を適用する

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学生については、従前の学則を適用する

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年4月1日から施行する。
- 2 平成 16 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年2月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。
- 3 前項にかかわらず、学則第22条は平成 18 年2月1日の在籍者より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学生については、従前の学則を利用する。
- 3 前項にかかわらず、第26条の2別表第2は、平成18年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生については、従前の学則を利用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生については、従前の学則を利用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

改正	昭和 31 年4月1日	昭和 31 年 10 月1日	昭和 35 年4月1日
	昭和 36 年4月1日	昭和 37 年4月1日	昭和 38 年4月1日
	昭和 39 年4月1日	昭和 40 年4月1日	昭和 40 年 10 月1日
	昭和 43 年4月1日	昭和 45 年4月1日	昭和 46 年4月1日
	昭和 48 年4月1日	昭和 49 年4月1日	昭和 50 年4月1日
	昭和 51 年4月1日	昭和 52 年4月1日	昭和 53 年4月1日
	昭和 54 年4月1日	昭和 55 年4月1日	昭和 56 年4月1日
	昭和 57 年4月1日	昭和 58 年4月1日	昭和 59 年4月1日
	昭和 63 年4月1日	平成元年4月1日	平成2年4月1日
	平成3年4月1日	平成4年2月1日	平成4年4月1日
	平成6年4月1日	平成7年3月 16 日	平成7年4月1日
	平成7年5月 17 日	平成8年4月1日	平成9年4月1日
	平成 10 年4月1日	平成 12 年4月1日	平成 13 年4月1日

平成 14 年4月1日
平成 17 年4月1日
平成 19 年4月1日
平成 24 年4月1日

平成 15 年4月1日
平成 18 年2月1日
平成 20 年4月1日
平成 26 年4月1日

平成 16 年4月1日
平成 18 年4月1日
平成 22 年4月1日

別表第一(第2条及び第22条関係)
短期大学部

授業科目			単位数			
			必修	選択 必修	選択	
総合教育科目	全学共通	導科 入目	フレッシュマンセミナー	2		
			情報基礎(一) 情報基礎(二)	2		2
	学部共通	人間科 関係	生命倫理			2
			心の構造			2
		社会科 関係	日本国憲法			2
			現代の環境問題			2
	自然科 関係	生物学			2	
		化学			2	
		統計学			2	
	全学共通	課題別	特別講義(一) 特別講義(二) インターナショナル・スタディーズ(一) インターナショナル・スタディーズ(二)			2 2 2 2
	全学共通	英語 科目	英語(一) 英語(二) 英語(三) 英語(四)	2		2 2 2 2
	全学共通	ス ポ ー ツ 科 目	スポーツ・レクリエーション(一)			1
			スポーツ・レクリエーション(二)			1
		就 職 科 目 備	キャリアデザイン			1
インターンシップ ビジネスマナー					1 1	
演 習 科 目	フレッシュマン演習	1				
学部共通	リ メ デ イ ア ル	基礎生物			2	
		基礎化学			2	
		文章表現			2	
合計			7	0	41	

授業科目			単位数		
			必修	選択 必修	選択
専門教育科目	学部専門	共通 科目	食農体験実習		2
			農産物マーケティング論		2
		創 生 型 科 目	マイスターセミナー		2
	学 際 科 目 領 域	食の安全と信頼		2	
		みどりと農業生産(含畜産物)		2	
	合計			0	0

生物生産技術学科

目的
本学科は、動物と植物の生産を有機的に結合し、地球環境の保全にも配慮した生物生産体系の確立を目指して、講義と実験・実習・演習を連動させた特色あるプログラムによる実学教育を行うことにより、実践的な専門知識と教養を兼ね備えた専門職社会人として社会に貢献できる人材を養成する。

授業科目			単位数				
			必修	選択 必修	選択		
専門教育科目	学科専門	専門 基礎 科目	生物生産概論	2			
			植物のからだ	2			
			動物のからだ	2			
			生物産業マイスターセミナー	2			
			生物産業インターンシップ	2			
			専門実習(一)	2			
			農学実験	2			
		専門 コア 科目	A 群 *	環境共生型農業論	2		
				農業技術開発論	2		
			B 群 *	作物生産学 花生産学 果物生産学 野菜生産学 植物育種学 家畜生産学			2 2 2 2 2 2
		総 合 化 科 目	B 群 *	分子遺伝学 バイオテック概論 動物育種・繁殖学 土壌肥科学 農業気象学 実験動物学 農産加工・利用学 動物衛生学 バイオセラピー論			2 2 2 2 2 2 2 2 2
				専門研究 専門実習(二)	2		4
				卒業論文	2		
				合計	22	30	4

*「専門コア科目」の選択必修科目A群B群からそれぞれ3科目以上修得しなければならない

環境緑地学科

目的
本学科は、人と生物とが共存できる緑豊かな生活環境の創造をめざして、人格の陶冶、基礎理論に裏打ちされた思考から現場での問題を解決できる応用能力を身に付け、環境緑化及び造園業の自営業者や後継者、緑化・花卉関連産業の第一線で活躍し、その発展に寄与しうる行動力のある人材を養成する。

授業科目			単位数				
			必修	選択 必修	選択		
専門教育科目	学科専門	専門 基礎 科目	フィールド調査実習	2			
			フィールド観察実習	2			
			環境デザイン実習	2			
			CAD設計・GIS実習	2			
			環境緑地管理実習	2			
			環境緑地施工実習	2			
			測量学	2			
			測量実習	2			
			緑地生物の保全			2	
			植物学基礎・分類			2	
			自然環境論			2	
		土壌及肥料学			2		
		フィールドトリップ			2		
		専門 コア 科目	専門 コア 科目	緑地生態学	2		
				環境植栽学	2		
				緑地計画学	2		
				公園緑地論			2
				緑地植物学			2
				野生生物管理論			2
				環境デザイン論			2
				庭園論			2
				花とガーデニング論			2
				緑地工学			2
				緑地工学実習			2
				緑地施工・材料学			2
				植物保護学			2
				都市田園計画論			2
				樹木医学概論			2
				造園技能実習			2
				総 合 化 科 目	総 合 化 科 目	環境緑地専攻演習(一)	2
		環境緑地専攻演習(二)	2				
		緑化企業実習	2				
		造園施工実習					2
		卒業研究 緑化ビジネス研修					2 2
合計			28	0	42		

醸造学科

目的

本学科は、実学主義に基づいた実験・実習・演習科目を重視したカリキュラム構成であり、基礎学力の向上とともに最新科学技術と我が国伝統の醸造技術とを総合的に学ぶ点の特徴としている。これらを基に、醸造食品業界をはじめとする社会の様々なニーズに即応可能な実践力を有する人材を養成する。

授業科目			単位数			
			必修	選択 必修	選択	
専門教育科目	学科基礎科目	分析化学	2			
		有機化学	2			
		生物化学	2			
		食品化学	2			
		生理学	2			
		食品分析学実験	3			
		食品微生物学	2			
		食品微生物学実験	3			
		調味食品学	2			
		酵素化学	2			
		醸造環境科学			2	
		生物化学工学			2	
		専門コア科目	清酒学	2		
			酒類学実験	3		
	食品製造学		2			
	食品衛生学		2			
	調味料生産学実験		3			
	応用微生物学		2			
	蒸留酒製造学		2			
	醬油製造学		2			
	酒類学				2	
	洋酒製造学				2	
	味噌製造学			2		
	総合科目	官能検査演習			2	
		醸造特別実習(一)			1	
		醸造特別実習(二)			1	
		卒業研究			2	
合計			40	0	16	

栄養学科

目的

本学科は、建学の精神である実学と自治を根幹とし、国民一人一人が心身ともに健康で豊かな生涯を送れるように、食生活の改善や運動を通して、心と体の健康づくりに貢献する栄養士を養成する。また、食料の生産から加工・流通・消費及び栄養までの幅広い知識を習得させることにより、食の専門家を育成する。

授業科目			単位数			
			必修	選択 必修	選択	
専門教育科目	学科基礎科目	有機化学	2			
		基礎化学実験	2			
		基礎栄養学	2			
		栄養化学実験	2			
		食品化学	2			
		食品材料科学	2			
		食品学基礎実験	2			
		調理学	2			
		生化学			2	
		運動生理学			2	
		解剖生理学(一)			2	
		解剖生理学(二)			2	
		解剖生理学実験			2	
		食品科学実験			1	
		食品衛生学			2	
		食品衛生学実験			2	
		調理科学実験			1	
		調理学実習(一)			2	
		専門コア科目	公衆栄養学	2		2
			公衆衛生学			2
			社会福祉概論			1
			食品機能学			2
			食品加工学			2
			食品加工・品質評価実習			2
			応用栄養学			2
			応用栄養学実習			2
			臨床栄養学			2
	臨床栄養学実習				2	
	スポーツ栄養学				1	
	栄養指導総論				2	
	栄養指導各論				2	
	栄養指導実習(一)				2	
	栄養指導実習(二)				2	
	調理学実習(二)				2	
	給食管理論				2	
	給食管理実習				2	
	総合科目	校外実習総合演習			1	
		給食管理校外実習(校外実習を含む)			2	
		卒業論文	2			
		合計	20	0	53	

特別活動プログラム

授業科目	単位数
特別活動(クラブ活動) (一), (二)	各 1
特別活動(国際学生交流活動) (一), (二)	各 1
特別活動(環境マネジメント活動) (一), (二)	各 1
特別活動(ボランティア活動) (一), (二)	各 1

別表第一の二

(第2条及び第17条の2関係)

学術情報課程

目的

本課程は、図書館等における各種情報に関する調査・収集・整理・保管・検索・提供等の実務に取り組む実践的かつ専門的知識を身につけた司書を養成する。

司書資格に関する科目

授 業 科 目	単位数
(必修科目)	
生涯学習概論	2
図書館概論	2
図書館情報技術論	2
図書館制度・経営論	2
図書館サービス概論	2
情報サービス論	2
児童サービス論	2
情報サービス演習	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
情報資源組織演習	2
(選択科目)	
図書館基礎特論	1
図書館サービス特論	1
図書館情報資源特論	1
図書館総合演習	1
図書館実習	1

別表第二

検定料	本大学が独自に行う入学試験	30,000円
	大学入試センター試験を利用する入学試験	15,000円

※本大学が独自に行う入学試験のうちの一般入試において、同一日受験で複数の学科を志願する場合は、2つ目以降の学科の検定料は、1学科につき15,000円とする。

※大学入試センター試験を利用する入学試験において、同時に複数の学科を志願する場合は、1学科につき15,000円とする。

別表第三

(一)

入学金	240,000円
-----	----------

(二)

授業料	1年次	2年次
(年額)	660,000円	710,000円